

3.5.8.製造物責任保険に関するポリシー修正のお知らせ

2017年9月15日公示

この度、2017年6月1日付で改訂いたしましたポリシーマニュアル「3.5.8. 製造物責任保険(p43)」につきまして、内容に誤りと修正箇所がございましたので、以下の内容に訂正の上、お詫び申し上げます。

【修正箇所】

旧	新
<p>3.5.8. 製造物責任保険 モリンダ ホールディングスインクおよびその子会社は、その製品が欠陥製品であるという主張に対処するために適正な金額の国際製造物責任保険に加入しています。 この保険のポリシーは「業者との合意」の項目も含まれ、モリンダの製品を製造し、法の規約とIPC登録同意書、ポリシーマニュアルに則っています。 しかしながら、その補償内容とモリンダホールディングスインクの責任範囲は製造物責任請求にのみ適用されます。それらは次のような状況には適用されません。 ・IPCが認められていない健康上の有効性を表示したこと。 ・製品の製造に不手際があった場合。 ・IPCまたは第三者施設等に関して、製品品質と因果関係がない損失が伴う偶発事故・その他の紛争などが発生したこと。</p> <p>したがって、いかなる製造物責任問題が発生した場合においても、直ちにモリンダ ホールディングス インクに報告されなければならず、かつその主張に対するモリンダ ホールディングス インクの完全な調査権が認められなければなりません。また、モリンダ ホールディングス インクが保険会社と共同してそれぞれの状況に適切に対処・対応することを、許可されなければなりません。</p> <p>別途、IPCが顧客に対してTrūAgeスキャナーを販売することはモリンダが意図することではなく、規約は適用されません。</p> <p>保険が適用されるのは、モリンダを経由し、TrūAgeスキャナーの販売元から直接IPCに配送された場合に限ります。<u>TrūAgeスキャナーの付属品も保険対象に含まれます。</u></p>	<p>3.5.8. 製造物責任保険 モリンダ ホールディングス インクおよびその子会社は、その製品に欠陥があるという主張に対処するために適正な金額の国際製造物責任保険に加入しています。この保険のポリシーには「業者との合意」の項目も含まれ、製品の製造過程/製造後において何らかの問題が発生した場合も、法の規約とIPC登録同意書、ポリシーマニュアルに則り対応します。しかしながら、その補償内容とモリンダ ホールディングス インクの責任範囲は製造物責任請求にのみ適用されます。次のような状況には適用されません。 例えば、 ・IPCが不正な健康上の有効性を主張した場合 ・IPCが製品のマーケティング(販売・広告)において違法行為をした場合 ・製品品質とは無関係の事故または、製品品質に無関係で偶発的な状況が、IPCまたは第三者の敷地内で発生した場合</p> <p>したがって、いかなる製造物責任問題が発生した場合においても、直ちにモリンダ ホールディングス インクに報告されなければならず、かつその主張に対するモリンダ ホールディングス インクの完全な調査権が認められなければなりません。また、モリンダ ホールディングス インクが保険会社と共同してそれぞれの状況に適切に対処・対応することを、許可されなければなりません。</p> <p>IPCが顧客に対してTrūAgeスキャナーを販売することはモリンダが意図することではなく、規約は適用されません。</p> <p>保険が適用されるのは、モリンダを経由し、TrūAgeスキャナーの販売元から直接IPCに配送された場合に限ります。<u>保証内容については、TrūAgeスキャナー付属の資料に記載されています。</u></p>

みなさまご存じのとおり、モリンダ ポリシーマニュアルは、モリンダの裁量によって改定され、その修正の通知はモリンダの公式な資料、および弊社の公式ウェブサイトにて発表されます。ポリシーの修正についてはモリンダの公式ウェブサイトで発表された時点ですべてのIPCに対して拘束力を持つことになります。(契約条件、「ポリシーマニュアル 5.1.ポリシーの修正(p46)」より)

モリンダ ポリシーマニュアルに関する質問は、IPCサービス/コンプライアンス係まで郵送、または電子メールにてお問い合わせください。

お問い合わせ先:

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-2-2 モリンダビルディング IPCサービス/コンプライアンス係

電子メール: compliance@jp.morinda.com

※ 電子メールの件名には、必ずご自身の会員番号と氏名を明記してください。